明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（**総務**二二）　一

〔告　示〕

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**六八八）　四

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件

（**国土交通**四二五、四二六）　一〇

○道路に関する件

（**東北地方整備局**五四～五七）　一三

○都市計画に関する件（**同**五八）　一四

○都市計画に関する件

（**関東地方整備局**一三二～一三七）　一四

○道路に関する件

（**北陸地方整備局**六二、六三、六五）　一五

○都市計画に関する件（**同**六四）　一五

○都市計画に関する件

（**中部地方整備局**四六～四九）　一六

○道路に関する件

（**近畿地方整備局**五一～五三）　一六

○道路に関する件

（**中国地方整備局**四七、四八）　一六

○道路に関する件

（**九州地方整備局**五七～六〇）　一七

○道路に関する件（**北海道開発局**四五）　一七

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一七

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　一七

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一四（平成二十六）年一〇～一二月期）（内閣府）　一九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、住宅型式性能認定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　六

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効関係　七

会社その他

会社決算公告　七

省令

○総務省令第二十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（一契約当たりの通信量等報告）

第二条の二　基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九世代携帯電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（契約代理業者への支払金支出状況報告）

第四条の二　電気通信回線設備を設置して携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金（電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。）の支出状況について、様式第二十三の二により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第十一条中「第八条まで」の下に「及び第十条」を加え、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（ＳＩＭロック解除状況報告）

第十条　電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者及び基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス（ＰＨＳに係るものを除く。以下この条において同じ。）を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した携帯電話の電気通信役務及び携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係る移動端末設備の種別数、当該種別数のうち特定のＳＩＭカード（携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定（以下「ＳＩＭロック」という。以下同じ。）を解除することが可能なもの並びに毎四半期内にＳＩＭロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。